

山口県報

平成24年
11月20日
(火曜日)

目次

- 告示
解除予定保安林(山口市)(森林整備課)……………
- 指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)……………
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知の内容の要旨及び揭示場所(森林整備課)……………
- 道路の位置の指定(建築指導課)……………
- 公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………

山口県告示第四百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十四年十一月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 解除予定保安林の所在場所
山口市阿東篠目字奥叶一三一六の一九
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由



道路用地とするため

山口県告示第四百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十四年十一月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的の保安林を指定する件(昭和六十一年農林水産省告示第四百六十二号(二)に係るものに限る。)(一)、保安林の指定に関する告示(平成五年山口県告示第三百七十号)及び保安林の指定に関する告示(平成八年山口県告示第五百九十八号)に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに美祢市建設経済部農林課及び山陽小野田市産業建設部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

美祢市豊田前町嶽字上屋形一三の三、一三の六から一三の八まで、一三の二、字蟹ヶ甲一三の四、伊佐町堀越字南原六七八、一四七一の一、字源六 八六八の一(次の図に示す部分に限る。)、八六八の二から八六八の一〇まで、八六八の一四、八六八の一六、八六八の一七(次の図に示す部分に限る。)、八六八の一八、八六八の一九、字大河内九六六の一(次の図に示す部分に限る。)、九六六の二、九六六の二七、字井手ヶ迫一五四二の一、一五七二、一五七三の一(次の図に示す部分に限る。)、一五七三の二、一五七三の三、字埴一五四三、字南河内一七〇五、一七〇六、一七二五、一七二六、字芹田一七二五から一七二七まで、一八七二の一、一八八一、一八八四から一八八六まで、一八九九の二、西厚保町原字檜原一八〇三の三

平成二十四年十一月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
山陽小野田市大字西高泊字銅子田二二 三七の一三三	六・〇	一四七・九	九二一・六一
山陽小野田市高栄二丁目六五二の二	四・〇	一八二・九	七八〇・七四
山陽小野田市大字小野田字奥若山三三 五の二一〇の一部	四・三	二二七・五	一、〇二五・七〇
山陽小野田市大字小野田字若山ノ東ノ 山三三五の五六	四・一	七九・七	三三九・七七
山陽小野田市大字小野田字蛭子山三三 五の二四八の一部	四・二	三三・八	一四六・五八
山陽小野田市大字小野田字二ノ若山五 一九九の一九	四・〇	五六・〇	二二七・四五
山陽小野田市新生二丁目一六三三の一 の一部	四・〇	五五・四	二四三・七三



(五六〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年一月四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 かわかみ児童保育クラブ

代表者の氏名 黒高 満義

主たる事務所の所在地 宇部市大字川上八一番地の一

三 定款に記載された目的

宇部市内に在住する児童のうち、保育が必要とされる小学校児童の安心で安全な生活の場を築くことによって、児童の心身ともに健やかな発達を助長するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与すること。

(五六一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年一月四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月二十日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十四年十一月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人キユアポート
代表者の氏名 鬼村洋太郎
主たる事務所の所在地 長門市三隅中三〇一番地の四

平成二十四年十一月二十日
印刷発行

発行人
所

山口県知事
庁